

新型コロナウイルス感染症関連情報

Regarding the new Coronavirus (COVID-19)

予防のために

- ▼**密閉・密接・密集**の3密となる環境を避けましょう。換気ができない、人が近い距離で多く集まる場所、互いに手が届く距離での会話や発声は避けるようにしてください。
- ▼**手洗いや手指消毒**をこまめに行いましょう。手洗いは30秒程度が目安です。
- ▼人と会話するときはマスク等を着用し、**咳エチケット**を徹底しましょう。
- ▼自分の**体調チェック**を行い、熱や風邪症状などの体調の悪いときは自宅で療養しましょう。
- ▼感染が拡大している地域への不要不急の**移動は自粛**しましょう。

相談

息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状、**軽い風邪の症状が続く方**

帰国者・接触者相談センター
(豊岡健康福祉事務所)

☎26-3660・FAX24-4410

平日午前9時から午後5時30分

予防・検査・医療に関する相談

新型コロナ健康相談コールセンター

☎078-362-9980

FAX078-362-9874

平日・休日24時間開設

県ホームページ



<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/200129.html>

市ホームページ



ページ番号: 1009474
<https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/iryokenko/yobosesshu/1009474/index.html>

「EAT豊岡」食事券の使用期間を延長します



「EAT豊岡」食事券の使用期間を、2020年12月31日(木)まで延長します。

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況が続く飲食業界を皆さんで応援しましょう。

【変更前】2020年10月31日(土)まで使用可能

【変更後】2020年12月31日(木)まで使用可能

※お手持ちの食事券は「使用期限2020年10月31日(土)」となっていますが、2020年12月31日(木)までそのままご使用できます。

《問合せ》環境経済課 ☎23-4480

FAX22-3872

離職・減収等で家賃が払えない方へ 住居確保給付金制度

- ▼**対象** ①離職・廃業後2年以内の方②休業等により勤務日数等が減少し、収入が減少した方
- ▼**支給要件** ①世帯の生計を主として維持している方②誠実かつ熱心に求職活動を行うこと③自立相談支援機関の支援を定期的に受けること(その他に収入や預貯金等の要件あり)
- ▼**支給額(上限)** 単身世帯32,300円、2人世帯39,000円、3～5人世帯42,000円、6人世帯45,000円、7人以上の世帯50,400円
- ▼**支給期間** 原則3カ月(延長あり)
- ▼**支給方法** 市から家主等に直接振込み

《問合せ・相談予約》社会福祉課

☎24-7031

※掲載している情報は編集時点(9月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。